平成２６年（ヒ）第１００３号
広島県安芸高田市向原町戸島八崎2749番１
清算株式会社　石川工業株式会社
代表清算人　中尾　正士
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権は、別紙協定債権目録記載の元金債権及び利息、遅延損害金とする。
２　本協定案では、各協定債権者に対する弁済はしない。
３　各協定債権者は、本協定認可決定のとき別紙協定債権目録記載の元金債権及び利息、遅延損害金の債権並びに平成26年９月２日以降の損害金を全て免除する。
４　本協定認可決定の後に、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人はこれを換価して、協定債権者らに対し、必要な費用を控除した残額をその協定債権額に応じて按分して支払う。この場合、第３項による債権放棄は、新たにされた弁済の限度で撤回したものとする。
（別紙省略）
広島地方裁判所民事第４部

更生手続終結

平成２４年（ミ）第１１号
東京都港区三田１丁目４番28号
更生会社　三光汽船株式会社
管財人　田端　仁一
１　決定年月日　平成26年12月２日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
宮城県多賀城市新田字下216番地
再生債務者　学校法人高橋学園
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年12月２日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再）第８号
大阪市城東区成育３丁目16―７
再生債務者　大和鉄芯工業株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成26年12月２日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第３号
栃木県真岡市下高間木１丁目５番地17
再生債務者　見吉　　博
１　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月24日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月７日から平成27年１月15日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（再イ）第４０号
千葉県印旛郡栄町安食３丁目１番地13
再生債務者　根本　宏司
１　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月24日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月６日から平成27年１月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第１４号
長野市篠ノ井布施高田595番地１
再生債務者　山岡　克哉
１　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月24日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月８日から平成27年１月15日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再ロ）第２号
長野市篠ノ井小森496―１　Ｅ―ＲＯＯＭ小森西202
再生債務者　山本　彩佳
１　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月24日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月７日から平成27年１月14日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再イ）第２４号
神戸市西区井吹台東町２丁目１番地２―1311号
再生債務者　岸本　敏幸
１　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月24日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月７日から平成27年１月14日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２６年（再イ）第２５号
神戸市西区井吹台東町４丁目18番地　18―204号
再生債務者　石丸　　修
１　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月24日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月７日から平成27年１月14日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２６年（再イ）第１０号
北海道室蘭市御前水町２丁目５番７号　鋼友寮
再生債務者　吹谷　　仁
１　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月25日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月15日から平成27年１月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２６年（再イ）第３５号
神奈川県平塚市千石河岸37番４号
再生債務者　相馬　宏次
１　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月25日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月８日から平成27年１月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２６年（再イ）第４２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1385番地の３
再生債務者　石原　雄二
１　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月25日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月８日から平成27年１月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２６年（再イ）第２９号
北海道河東郡音更町ひびき野仲町１丁目２番地６
再生債務者　木下　康徳
１　決定年月日時　平成26年12月４日午前９時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年１月５日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月８日から平成27年１月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２６年（再イ）第７号
北海道標津郡標津町北６条西１丁目１番21号
再生債務者　佐々木和美
１　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年１月５日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月14日から平成27年２月４日まで
釧路地方裁判所根室支部再生係

平成２６年（再イ）第１０号
福島市方木田字田仲19番地の１　７号
再生債務者　武藤　　忍
１　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年１月５日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月15日から平成27年１月29日まで
福島地方裁判所